

精華町環境推進委員会における調査審議事項の取り扱いについて

1. 精華町環境推進委員会の法的根拠

精華町環境推進委員会（以下、「委員会」という。）は、精華町環境基本条例をその設置根拠としており、その内容は以下のとおりである。

（環境推進委員会）

第15条 町の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、精華町環境推進委員会（以下「環境推進委員会」という。）を置く。

2 環境推進委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること及び環境基本計画の進捗管理
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

なお、「環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進」を図るため、本町では環境基本計画を定めるものとされている（同条例第8条）。

2. 委員会の設置目的を踏まえた調査審議事項の取り扱い

委員会は「町の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ことを設置目的としており、委員会が調査審議する事項についても「町施策の総合的かつ計画的に推進」に資するものである必要があり、根幹となる取組みは第15条第2項第1号に定める、環境基本計画に関すること及びその進捗管理である。

また、同条第2項第2号の規定においても目的は同様であり、同号に該当する具体的な事項としては、環境基本計画に基づき策定・運用する各種基本計画（一般廃棄物（ごみ）処理基本計画や地球温暖化対策実行計画など）に関すること等が想定されている。

3. 個別の公害事案に関する議事の取り扱い

個別の公害事案（その疑いのあるものを含む。以下同じ）に関する対応は、上記のとおり委員会の設置目的に含まれておらず、委員会では、事案の解決に必要な調査や事実認定等の能力・権限も有していないことから、個別の公害事案に関することは調査審議事項とすることはできない（紛争解決や事実認定等については司法や公害等調整委員会等の役割となる）。

ただし、委員会の設置目的に資する範囲で、個別の公害事案に関する内容について、委員から情報共有いただくことを妨げるものではない。

この場合、情報共有の内容については、議事録にその記録を残し公開するが、当事者が特定されることが無いよう配慮するものとし、個人名や企業名、住所等は記載しないものとする。また、当事者間での認識が異なっており、裁判所等の第三者機関により事実認定がされていないと思われる部分については議事録に記載しないほか、当事者間において課題解決に向けた調整等がなされている場合にはその旨を議事録に付記する。